

## 【はじめに】

今回の市議会臨時会に提案いたします議案は、専決処分事項の承認2件、条例改正1件、人事案件2件の計5件でございます。それでは、提案理由の要旨を説明いたします。

## 【議案について】

まず、議案第20号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金分と介護納付金分について、それぞれの賦課限度額を2万円ずつ引き上げるとともに、軽減対象となる世帯について、その範囲を拡大し、軽減制度の拡充を図ったものでございます。

次に、議案第21号 専決処分事項（平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付けで専決処分いたしました一般会計補正予算（第6号）は、予算の総額に1億1,346万4千円を追加し、補正後の総額を136億7,109万5千円といたしましたものでございます。

歳入では、地方譲与税、地方交付税などの主要一般財源の確定額の計上を行っております。

歳出では、退職者の増に伴う退職手当の増額及び各事業の財源調整を行っております。

このほかにも、今後の財政需要に備えるため公共施設建設基金へ1億円の

積み立てを行い、今後とも計画的で健全な財政運営に努めるものでございます。

次に、議案第 2 2 号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

非常勤消防団員の処遇改善を図るために、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、消防団員等公務災害補償等共済基金から市町村に支払われる退職報償金の額が引き上げられました。これに伴いまして、鹿島市が消防団員に対してお支払いする退職報償金の額につきましても、政令と合わせて引き上げる改正を行うものでございます。なお、今回の改正は、今年の 4 月 1 日以降に退団された団員から適用することとしております。

次に、議案第 2 3 号 鹿島市固定資産評価員の選任について申し上げます。

現評価員 おおしろ まさひろ 大代 昌浩 氏の人事異動により、後任者として税務課長 みね 峰 まつ やすのり 靖規 氏を選任したいので、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、議案第 2 4 号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

委員であった しらかわ こういちろう 白川 幸一郎 氏が、平成 2 6 年 3 月 3 1 日をもって辞職され、後任者として きたむら じゅんいち 北村 潤一 氏を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期につきましても、前任者の残任期間であります平成 2 8 年 2 月 1 6 日までとなります。

以上、提案いたしました議案の概要について説明いたしましたが、詳細につきましては、ご審議の際、担当部長又は課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。